

改正

令和4年3月29日告示第171号

いちき串木野市6次産業化推進奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市農林水産物の6次産業化を推進し、農林水産物の付加価値を高めるとともに販路の拡大及び後継者の育成など地域経済の活性化を図るため、市長が適当と認めた団体又は個人が行う事業に対し、市長が予算の範囲内において交付する補助金(以下「補助金」という。)について、いちき串木野市補助金等交付規則(平成17年いちき串木野市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象事業及び対象経費並びに補助率等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び対象となる経費並びにこれに対する補助率等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者(世帯員を含む。)に対しては交付しない。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第3条の補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)は、様式第1号によるものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) いちき串木野市6次産業化推進奨励補助事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業の実施については、別に定める実施要領又は事務手続要領によらなければならない。
- (2) 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(3) 補助事業者は、規則第21条に規定する処分制限を受ける期間においては、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、補助金の交付決定をする場合において、補助事業の目的及び内容に応じて必要があると認めるときは、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法に関する事項

(2) 前号に掲げる事項のほか、補助金の交付目的を達成するため必要と認める事項
(補助金等の交付の決定の通知)

第5条 規則第6条の補助金の交付の決定の通知は、いちき串木野市6次産業化推進奨励補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は、様式第5号によるものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) いちき串木野市6次産業化推進奨励補助事業変更計画書(様式第2号)

(2) 変更収支予算書(様式第3号)

(3) その他市長が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合はいちき串木野市6次産業化推進奨励補助金変更承認通知書(様式第6号)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合はいちき串木野市6次産業化推進奨励補助金変更交付決定通知書(様式第7号)より行うものとする。

(状況報告)

第7条 規則第11条第1項に規定する状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 補助事業者は、工事を伴うものについて工事に着手したときは工事着手報告書を、工事が完成したときは工事完成報告書を、様式第8号により作成し、速やかに市長に報告するものとする。

(2) 補助事業者は、事業遂行状況報告を求められたときは、定められた期限までに報告しなければならない。

(事業の補助金等交付決定前の着手)

第8条 補助金の交付申請者が、やむを得ない理由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ事前着手承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、事前着手承認通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、様式第11号によるものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

（1） 6次産業化推進奨励補助事業実績書（様式第2号）

（2） 収支精算書（様式第3号）

（3） その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、市長が別に定める。

（補助金の額の確定の通知）

第10条 規則第14条の補助金の額の確定の通知は、いちき串木野市6次産業化推進奨励補助金交付確定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、様式第13号による。

2 規則第16条第3項の概算払申請書又は前金払申請書は、様式第14号によるものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

（1） 算出根拠書類

（2） その他市長が必要と認める書類

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日告示第171号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第6条関係）

補助事業名	補助対象経費	補助率又は補助額	補助事業の内容等の変更事由
ハードウェア事業	本市の農林水産物に付加価値を	対象経費の2分の1	(1) 事業主体の変更

	つける取組又は販路開拓に要する施設整備に係る経費	以内で、100万円を上限とし予算で定める額	(2) 事業内容の変更 (3) 事業費の変更
ソフトウェア事業	本市の農林水産物に付加価値をつける取組又は販路開拓のための調査（市場調査を含む。）、研究、新商品開発等に要する経費	対象経費の2分の1以内で、50万円を上限とし予算で定める額	